

**令和 6 年度
被保険者に対する特定保健指導の遠隔面談分割実施業務委託機関の
募集について**

1. 委託業務概要

被保険者に対する特定保健指導の遠隔面談分割実施に係る補助業務について委託機関を募集します。

主な業務は、健診会場における特定保健指導対象者の特定保健指導の遠隔実施を行う保健指導機関への誘導です。

2. 委託契約及び委託契約期間

委託契約は、全国健康保険協会島根支部長と委託条件を満たした機関との間に「特定保健指導の遠隔面談の分割実施に係る業務委託契約」を締結します。

なお、委託期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。

3. 委託条件

下記の委託条件をすべて満たしていることが条件です。仕様書等に基づき提出された資料等について内容審査を行い、受託者を決定します。

(1) 委託条件

- ア. 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱に基づく健診の実施機関であること。
- イ. 検診車を保有していること。
- ウ. 契約締結日から起算して、前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前 6 ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。
- エ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
- オ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。
- カ. 社会保険に関する実績が良好であること。
- キ. 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等関連法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底していること。

(2) 受託機関は、業務に係る利用者本人の自己負担を求めてはならない。

4. 申込方法

全国健康保険協会島根支部保健グループあてご連絡ください。
必要書類をお送りします。

5. お問い合わせ先

〒690-8531 松江市殿町 383 山陰中央ビル 2 階
全国健康保険協会島根支部保健グループ （担当）池尻
電話：0852-59-5204